

苫前町店舗新築事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商業用店舗等を新築した者に対し、その費用の一部を補助することにより町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 本町において、別表1に定める業種による営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定する営業を行うものを除く。）の用に供される施設をいう。
- (2) 中小企業者等 次のアからウのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 資本の額又は出資の額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営む者
 - イ 資本の額又は出資の額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業及び不動産賃貸業に属する事業を主たる事業として営む者
 - ウ 商店街の振興及び町民生活の向上に寄与すると認められる公益法人、社会福祉法人、NPO法人等の法人又は団体
- (3) 起業家 新たに創業を目指し、実際に事業を着手する者をいう。
- (4) 創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること、又は事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、会社が事業を開始することをいう。
- (5) 新築 町内に新築する工事をいう。

(補助金の内容)

第3条 町長は、中小企業者等及び新たに創業する起業家が店舗の新築工事を行った場合は、工事費の一部を補助するため、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。

2 当該店舗は1年以上継続して営業活動を行うものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付対象者)

第4条 店舗の新築工事に対して補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、新築工事を行う店舗の所有者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 苫前町内に住所を有する者
- (2) 町商工会の会員である者
- (3) 町税その他町の収入金を滞納（過年度分）していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者にはしないものとする。

- (1) 第9条に規定する補助金の交付決定の日から1年以内に事業の用に供しない場合
- (2) その他町長が不適當であると認める場合

(補助金の交付対象となる店舗)

第5条 補助金の交付対象となる店舗は、町内に新築される店舗とする。

(補助金の交付対象となる工事費)

第6条 補助金の交付対象となる店舗の新築工事費(消費税等を除く。)は、500万円以上とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、町内に事業所(本社又は支店等)がある法人又は町内に住所のある個人事業所で施工した新築工事費(消費税等を除く。)の5分の2以内に相当する額とする。ただし、補助金の額が200万円を超える場合は、最大200万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、店舗の新築工事の着手前に苫前町店舗新築補助事業交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票(戸籍謄本又は法人登記簿謄本)
- (2) 事業計画書(別記様式第2号)
- (3) 新築工事計画図
- (4) 工事費内訳書
- (5) 工事請負契約書又は見積書の写し
- (6) 新築工事の着手前の写真
- (7) 町税その他町の収入金を滞納(過年度分)していないことが確認できる資料
- (8) 町商工会の推薦書(別記様式第3号)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに補助の可否を決定し、苫前町店舗新築補助事業交付決定(却下)通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、決定を受けた内容を変更しようとするときは、苫前町店舗新築補助事業変更承認申請書(別記様式第5号)に次に掲げる関係書類を添えて、あらかじめ町長に変更の承認を申請しなければならない。

- (1) 新築工事変更計画図
- (2) 工事費変更内訳書
- (3) 工事請負契約書又は見積書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による変更の承認の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、苫前町店舗新築補助事業変更承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(中止の届出)

第11条 交付決定者は、決定を受けた店舗の新築工事を中止しようとするときは、苫前町店舗新築補助事業工事中止届(別記様式第7号)により、町長に届け出なければならない。

(着手の届出)

第12条 交付決定者は、店舗の新築工事に着手したときは、苫前町店舗新築補助事業工事着手届(別記様式第8号)に次の関係書類を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 新築工事の着手前の写真

(完了届等)

第13条 交付決定者は、店舗の新築工事が完了したときは、苫前町店舗新築補助事業工事完了届(別記様式第9号)に次に掲げる関係書類を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 新築工事の着手前、工事中及び完了時の写真

(2) 新築工事に要した費用の請求書又は領収書の写し

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定により届出があったときは、届出を受けた日から14日以内に、補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかの検査を当該職員に行わせるものとする。

(補助金の額の確定等)

第14条 町長は、前条第2項に規定する検査の結果、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、苫前町店舗新築補助事業補助金額確定通知書(別記様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の額を確定した後、交付決定者からの苫前町店舗新築補助事業請求書(別記様式第11号)による請求により、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第15条 町長は、交付決定者が偽り、その他不正の手段で補助金の交付を受けたときは当該補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付の決定を取り消したとき、既に交付している補助金を期間を定めて返還を命ずるものとする。

2 町長は、前項の返還命令に係る補助金の交付決定の取り消しが、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第2条第1項第1号関係）

大分類	中分類	小分類
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業 （従業者が常時50人未満のもの）
	57 織物・衣類・身の回り品小売業	570 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く左記分類業種
	58 飲食料品小売業	580 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く左記分類業種
	59 機械器具小売業	590 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く左記分類業種
	60 その他の小売業	600 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く左記分類業種
K 不動産業、物品賃貸業	70 物品賃貸業	709 その他の物品賃貸業のうち音楽・映像記録物賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	746 写真業
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	751 旅館、ホテル
	76 飲食店	761 食堂、レストラン（専門料理店を除く） 762 専門料理店（料亭を除く） 763 そば・うどん店 764 すし店 767 喫茶店 769 その他の飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業 772 配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業 782 理容業 783 美容業 784 一般公衆浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業	793 衣服縫製修理業 799 他に分類されない生活関連サービス業のうち食品賃加工業
	80 娯楽業	809 その他の娯楽業のうちカラオケボックス業

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

苫前町長 様

申請者
住所がな
ふりがな
氏名
(電話

印)

苫前町店舗新築補助事業交付申請書

苫前町店舗新築事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、町税その他町の収入金の納付状況について、課税台帳等公簿を参照することについて同意します。

工事位置	苫前町字
用途	<input type="checkbox"/> 専用店舗 <input type="checkbox"/> 併用店舗
補助金対象工事費 (工事内訳書による)	円
施工者	住所： 施工者名： 代表者名：
工事予定期間	【着手】 年 月 日 【完了】 年 月 日

添付書類

- 1 住民票（戸籍謄本又は法人登記簿謄本）
- 2 事業計画書（別記様式第2号）
- 3 新築工事計画図
- 4 工事費内訳書
- 5 工事請負契約書又は見積書の写し
- 6 新築工事の着手前の写真
- 7 町税その他町の収入金を滞納（過年度分）していないことが確認
できる資料
- 8 町商工会の推薦書（別記様式第3号）
- 9 その他町長が必要と認めるもの

別記様式第2号（第8条第1項第2号関係）

事業計画書

1 申請者の概要

氏名（法人は代表者）			
住所			
法人名（法人の場合）			
事業所（予定地）	事業所名	:	
	事業所所在地	:	
経歴			
法律に基づく資格等	名称	番号	取得年月日
特許等	（具体的内容）		
事業協力者の住所・氏名・勤務先	住所		
	氏名		
	勤務先		
	役職		
いずれかに○をつける			
1	信用保証協会に対する求償債務者又は連帯保証人になって		いる・いない
2	現在、差押、仮差押、破産、再生、会社整理、競売等の法的手続きを受けて		いる・いない
3	現在、公租公課を滞納して		いる・いない
4	現在、銀行取引停止処分を受けて		いる・いない
取引金融機関名			
□座種目			
□座名義人			
□座番号			

2 事業の概要

事業着手予定年月	年 月		
事業予定場所			
店舗開設等予定年月	年 月		
事業形態	個人・法人・NPO	資本金	千円
業種			

4 収支計画

	内 訳	1 年目	2 年目	3 年目
売上等		千円	千円	千円
	計 A			
経費等				
	計 B			
差	A - B			

別記様式第3号（第8条第1項第8号関係）

年 月 日

苫前町商工会長 様

苫前町店舗新築補助事業に係る推薦申込書

このことにつきまして、私は苫前町商工会に加入予定であり、店舗新築補助事業を受けたいので推薦をお願いします。

申込人	法人名	フリガナ	印
	氏名 (代表者)	フリガナ	
	住所	〒	
	連絡先	電話	
		FAX	
		メール	

苫前町長 様

上記の者について、苫前町店舗新築補助事業の対象者として推薦いたしますので、よろしくお取計らい願います。

年 月 日

苫前町商工会長 印

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

様

苫前町長

印

苫前町店舗新築補助事業交付決定（却下）通知書

補助金の交付申請について、苫前町店舗新築事業補助金交付要綱第9条の規定による補助金の交付を決定（却下）しましたので、通知します。

条 件

却下理由

別記様式第5号（第10条第1項関係）

年 月 日

苫前町長 様

申請者
住所が
ふりがな
氏名
(電話

印
)

苫前町店舗新築補助事業変更承認申請書

苫前町店舗新築事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により補助金交付申請の変更について、関係書類を添えて申請します。

交付決定年月日	年 月 日
変更の概要	
施行者	住所： 施工者名： 代表者名：

添付書類（変更分のみ提出）

- 1 新築工事変更計画図
- 2 工事費変更内訳書
- 3 工事請負契約書又は見積書の写し
- 4 その他町長が必要と認めるもの

別記様式第6号（第10条第2項関係）

年 月 日

様

苫前町長

印

苫前町店舗新築補助事業変更承認（不承認）通知書

補助金の変更承認申請について、苫前町店舗新築事業補助金交付要綱第10条第2項の規定による補助金の変更を承認（不承認）しましたので、通知します。

条 件 _____

却下理由 _____

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

苫前町長 様

申請者
住所が
ふりがな
氏名
(電話

印
)

苫前町店舗新築補助事業工事中止届

苫前町店舗新築事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記の理由で事業を中止しようとすることを届け出ます。

交付決定年月日	年 月 日
中止の理由	

別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

苫前町長 様

申請者
住所が
ふりがな
氏名
(電話

印
)

苫前町店舗新築補助事業工事着手届

苫前町店舗新築事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり事業に着手したことを、関係書類を添えて届け出ます。

交付決定年月日	年 月 日
着 手 日	年 月 日

添付書類

- 1 新築工事の着手前の写真（工事着手前の状況を撮影したもので日付が分かるもの）

別記様式第9号（第13条第1項関係）

年 月 日

苫前町長 様

申請者
住所が
ふりがな
氏名
(電話

印
)

苫前町店舗新築補助事業工事完了届

苫前町店舗新築事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり事業が完了したことを、関係書類を添えて届け出ます。

交付決定年月日	年 月 日
完了日	年 月 日

添付書類

- 1 新築工事の着手前、工事中及び完了時の写真
(それぞれの状況を撮影したもので日付が分かるもの)
- 2 新築工事に要した費用の請求書又は領収書の写し
- 3 その他町長が必要と認めるもの

別記様式第10号（第14条第1項関係）

年 月 日

様

苫前町長

印

苫前町店舗新築補助事業補助金額確定通知書

苫前町店舗新築事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により補助金の額を確定したので、通知します。

補助金交付決定額

一金 円也

別記様式第11号（第14条第2項関係）

年 月 日

苫前町長 様

住 氏 所 名
(電話 印)

苫前町店舗新築補助事業請求書

下記のとおり請求します。

記

一金 円也

振 込 先	郵便局以外の金融機関名 () (支店)		
	預金種目 (普通・当座・その他)	口座番号	
	フリガナ 口座名義人		